

稲佐小学校いじめ防止基本方針

1 目的

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童一人一人に徹底させ、また、いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示すために、この方針を定める。

本方針は、国及び長崎市いじめ防止基本方針に則り、いじめの防止等の取組をどのように行うかについて策定し、その基本的な方向や取組の内容等を示す。

また、学校教育活動全体を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うために、教職員の資質の向上を図る組織や年間を通じた取組計画を定める。

その組織は、校内の「いじめ対策委員会」に加え、保護者や児童の代表、地域住民に参画を求める常設の組織とし、取組を点検し必要に応じて見直す。いじめの疑いに関する情報があつたときは「緊急会議」を開き、また「重大事態」が発生したときもその対応に当たる。

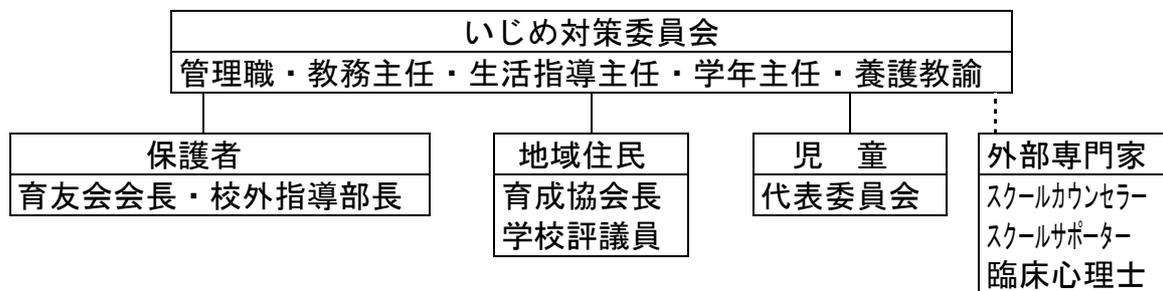
2 本校のめざす児童像

知力 …… やればできると信じ、自ら学ぶ子
心力 …… 豊かな心を持ち、他者を大切にする
体(耐)力 …… 喜んで働き、心身を鍛える子

3 いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」は、いじめ防止対策推進法第22条により設置する。

- ① 本組織はいじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応するために設置する。
- ② 教職員はささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、また、集めた情報は個別の児童毎に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有し、本組織に報告・相談する。
- ③ 情報の収集と記録・共有を行い、いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。
- ④ 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおり進んでいるかチェックする。
- ⑤ いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しを行う。



○必要に応じて、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する外部専門家及び学校評議員、民生・児童委員の出席を依頼する。

4 取り組む内容

①いじめの防止のための取組

- ア いじめ防止基本法の共通理解
- イ お互いの人格を重んじ、心豊かで助け合う人権教育の推進
- ウ 生命尊重の態度と望ましい人間関係のあり方を育てる道徳教育の推進
- エ 仲良く協力し合う子どもを育てる生徒指導の推進
- オ 温かい人間関係をつくる交流・共同学習（特別支援教育）の推進
- カ 毎月の生活集会の充実
- キ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の充実
- ク 「なかよし集会」（人権集会）の充実
- ケ 学校ホームページに学校いじめ基本方針の公開

② 早期発見・早期対応のあり方

- ア いじめチェックリストの作成と活用
- イ 毎月の生徒指導連絡会の活用
- ウ 学校評価及びいじめ個人アンケートの実施
- エ 「いじめ対策委員会」による調査と「緊急会議」の開催

③ 教育相談・生徒指導体制

- ア 担任・学年主任・生活指導主任による教育相談の実施
- イ 淵中学校との連携
- ウ 周辺小学校・幼稚園・保育園との情報交換

④ 校内研修

- ア 毎月の生活指導連絡会の実施
- イ いじめ根絶強調月間の充実
- ウ 人権教育研修会の実施
- エ 市教委主催「いじめ防止等に関する研修会」への参加と伝達研修会の開催

⑤ 重大事態発生時の取組

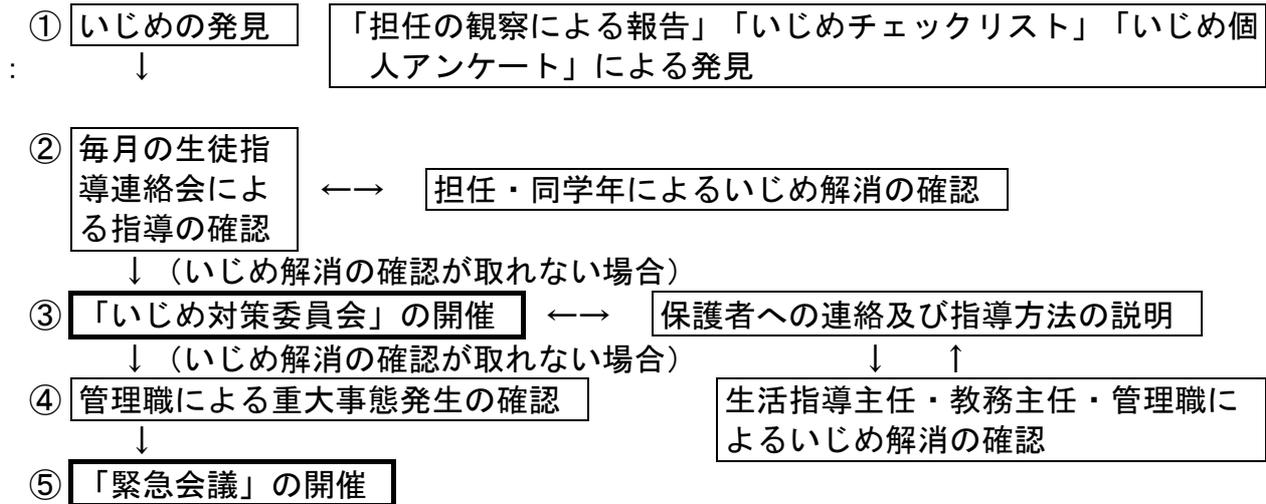
いじめによる重大事態発生とは、

- ア 児童が自殺を企図した時
- イ 身体に重大な障害がある時
- ウ 金品などに重大な被害が認められる時
- エ 相当な期間欠席を余儀なくされている時（年間30日を目安に）

その場合、学校は次の対応を行う。

- ア 調査によりいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- イ 教育委員会へ重大事態が発生した旨を報告する。

5 いじめ発生時のフロー



6 いじめ防止等のためのチェックリスト（詳細なチェックリストは別に示す）

子供が発する「いじめのサイン」を見逃さないためのチェックリストを活用する。

- ① いじめられている子供が発するサイン
体の体調，しぐさや態度，友達との関係，生活面
- ② 学校の生活場面でのチェックポイント
学級の雰囲気，登校時や朝の会，授業時間，昼食時，休み時間，掃除や諸活動，学級活動や班・係活動，放課後
- ③ 家庭でのチェックポイント
服装，持ち物，金銭，家庭学習，態度やしぐさ，からだや体調，友人関係
- ④ いじめている子供が家庭で出すサイン

7 年間計画

年間を通じた取組計画を以下に示す。

月	取組内容
4	第1回校内いじめ対策委員会
5	第1回いじめ防止会議
6	長崎っ子の心を見つめる教育週間
7	第2回校内いじめ対策委員会
9	第3回校内いじめ対策委員会
10	学校評価アンケートの実施
11	なかよし集会にかかる代表委員会
12	「なかよし集会」（人権集会） いじめ根絶強調月間
1	第4回校内いじめ対策委員会
2	第2回いじめ防止会議
3	生徒指導引継ぎ会（淵中及び周辺幼稚園・保育園）

※ いじめ個人アンケートは、毎学期実施

※ 「校内いじめ対策委員会」は、生活指導連絡会と兼ねる

※ 「いじめ防止会議」は、学校評議員会と兼ねる

8 学校以外の主な相談機関

① 主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00～21:00（月～金）
こころの電話	095-847-7867	9:00～16:30（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（毎日）
テレホン児童相談室	0956-23-1117	9:00～17:45（月～金）
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00～17:45（月～金）
こどもの人権110番	0120-007-110	8:30～17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎日）

② 県及び市教育機関の主な相談窓口

県・市	相談窓口	電話番号
長崎県	長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-844-5132
長崎市	長崎市少年センター	095-825-1949
	長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275
	子育て支援相談電話	095-825-5624

③ 24時間体制の相談窓口

全国統一ダイヤル 0570-078310（なやみ言おう）

9 参考（いじめ防止対策推進法）

① いじめの定義（第二条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

② いじめの禁止（第四条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

③ 学校及び教職員の責務（第八条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

④ 保護者の責務等（第九条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。